

## 寒川町告示第76号

寒川町と藤沢市は、協議により規約を定め、し尿等処理（し尿等処理のための施設整備を含み、収集及び運搬を除く。）に関する事務の管理及び執行を藤沢市に委託したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月1日

寒川町長 木 村 俊 雄